

## 国民審査制度改革に関するご相談について

- “現状の「×をつけなければマル（信任）とみなす」→「全員に対して○と×をつけてください、空欄のままとした判事についての審査は無効票になります」という制度変更”について、（単に“最高裁判官国民審査制度を改革していく”ということだけではなく）どのような目的で行うのか、その意義・効果は何かについて整理しておく必要があるのではないか。

※ なお、現行の国民審査制度においては、×の記号を記載しない投票は、罷免を可としないものと扱われるのであり、裁判官の信任とみなされるわけではない。

- 現行の国民審査制度を合憲とした最高裁昭和 27 年 2 月 20 日大法廷判決は、次のように判示している。

- ・ 最高裁判所裁判官任命に関する国民審査の制度はその実質において所謂解職の制度と見ることが出来る。…（中略）…根本の性質はどこ迄も解職の制度である。このことは憲法第七十九条第三項の規定にあらわれている…（中略）…国民が罷免すべきか否かを決定する趣旨であつて…（中略）…任命そのものを完成させるか否かを審査するものでないこと明瞭である。
- ・ 解職の制度であるから、積極的に罷免を可とするものと、そうでないものとの二つに分かれるのであつて、前者が後者より多数であるか否かを知らんとするものである。…（中略）…罷免する方がいいか悪いかわからない者は、積極的に「罷免を可とするもの」に属しないこと勿論だから、そういう者の投票は前記後者の方に入るのが当然である。
- ・ 何等かの理由で罷免をしようと思う者が罷免の投票をするので、特に右の様な理由を持たない者は総て（罷免した方がいいか悪いかわからない者でも）内閣が全責任を以てする選定に信頼して前記白票を投ずればいいのであり、又そうすべきものなのである。（若しそうでなく、わからない者が総て棄権する様なことになると、極く少数の者の偏見或は個人的憎悪等による罷免投票によつて適当な裁判官が罷免されるに至る虞があり、国家最高機関の一である最高裁判所が極めて少数者の意思によつて容易に破壊される危険が多分に存するのである）、これが国民審査制度の本質である。

上記の最高裁判決の内容を踏まえると、ご依頼の制度変更について、次のような指摘があり得るのではないか。

- ・ 最高裁判決は、憲法第79条第3項の解釈として、国民審査の制度は、「解職の制度であるから、積極的に罷免を可とするものと、そうでないものとの二つに分かれる」としている。ご依頼の制度変更においては、投票意思の表示方法を○・×・空欄に区分しており、信任・不信任を問うような投票方式は、最高裁判決の立場とは相いれないものなのではないか。
- ・ ご依頼の制度変更においては、投票意思の表示方法として、「積極的に罷免を可とする票以外のもの」を、あえて○と空欄の二つに分けているが、最高裁判決からはこのような区分を導くことが困難なのではないか。
  - 上記のような指摘に対し、最高裁判決との整合性をどのように説明するのか。
    - 仮に最高裁判決とは異なる立場を採用する場合、その必要性や合理性についてどのように説明するのか。
- ・ また、ご依頼の制度変更については、無効票が多くなると想定され、「極く少数の者の偏見或は個人的憎悪等による罷免投票によつて適当な裁判官が罷免されるに至る虞」があるという批判があり得るが、このような批判に対してどのように応えるのか。